

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

### 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

### 告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同企画社会推進課)

二

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(同)

二

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(介護保険室)

二

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

(同)

二

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

(同)

三

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出

(同)

四

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

(同)

五

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

(同)

五

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

六

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(下水道課)

六

○土地改良区役員の住所変更の届出

(気仙沼地方振興事務所)

七

### 公 告

○平成二十一年度砂利採取業務主任者試験の実施

(産業立地推進課)

七

選挙管理委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

八

○証票の無効

八

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十八号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二十号中ナをトとし、ネをムとし、同号ムの次に次のように加える。

ウ 第四十四条の三第一項、第二項及び第五項並びに第五十条の二第一項、第二項及び第四項の規定による報告の請求、感染の防止に必要な協力の要請及び食事等の提供に要した実費の徴収

第六条第一項第二十号中ツをラとし、ハからソまでをヘからナまでとし、同号口中「並びに」を「(第四十九条において準用する場合を含む。 )及び」に改め、同号口を同号ホとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第十五条の二第一項の規定による職員の質問及び調査の実施の指示

ハ 第十五条の三第一項及び第二項の規定による報告の請求並びに職員の質問の指示並びに当該職員の質問及び調査の指示

ニ 第十六条の二の規定による措置の決定及び医師その他の医療関係者に対する協力の要請

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県訓令第二十号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一保健福祉事務所に係る専決事項の項に次の一号を加える。

三 住宅手当緊急特別措置事業実施要綱に基づく住宅手当の支給に関すること。

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 どんぐりの森

一 代表者の氏名 伊澤 紘生

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区中山八丁目十六番十二号

三 定款に記載された目的 この法人は、野生動物が永續して生きることのできる森を作ることとを目的とし、その為の植樹等の事業を行う。

四 申請のあった年月日 平成二十一年九月十一日

○宮城県告示第八百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 地球のステージ

一 代表者の氏名 桑山 紀彦

二 主たる事務所の所在地 山形県山形市小立一丁目十の三十

三 定款に記載された目的 この法人は、国内外において、子供から大人まですべての人を対象にした国際理解を得る機会を提供し、世界と自らのつながりが意識できるように国際理解の場を提供する。また、世界の紛争や貧困にあえぐ

国々への支援を行い、世界の平和、平等への意識づくりや直接的な貢献を实践することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年九月四日

○宮城県告示第八百七十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

して、次のとおり指定した。

平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇二〇一八五六	七福訪問介護 石巻市三ツ股三丁目七番三十四号	株式会社レインボー	平成二十一年八月二日
○四七五五〇二〇二七	アイスサポート株式会社仙台泉在宅サービスセンター 仙台市泉区七北田字古内百三十番地	アイスサポート株式会社	平成二十一年八月一日
○四七二八〇〇四〇八	ゆらんどケアサービス 加美郡加美町宮崎字切込三番一丁目	株式会社陶芸の里宮崎振興公社	平成二十一年八月十五日

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇二〇一八六四	デイサービスセンターきらく 石巻市北上町十三浜字東田五十番地の十四	株式会社ハッピーワークス	平成二十一年八月一日
○四七三三〇二二七五	りつわフローラル 栗原市栗駒岩ヶ崎茂庭町四十三番地	有限会社リツワ	平成二十一年八月一日
○四七三二〇〇七六六	デイサービス接骨木 遠田郡涌谷町涌谷字新見龍寺前百三番地一	合同会社エターナル	平成二十一年八月一日
○四七五三〇一五七八	ももの木デイサービス 仙台市若林区保春院前丁五十一	ももの木株式会社	平成二十一年八月五日
○四七五二〇三〇〇八	デイサービスセンタードンクマサー未広 仙台市青葉区上杉一丁目三番十六号ドンクマサーパービル	有限会社ウェルファー	平成二十一年八月十日

三 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日

〇四七五二〇二九九二	あおば介護センター 仙台市青葉区栗生五丁目二 十番地の十二	株式会社夢・あおば	平成二十一年 八月一日
〇四七二八〇〇六二二	株式会社ディーエーライフ 福祉事業部 加美郡色麻町四電字西昌寺 二番地三十五号	株式会社ディーエーライフ	平成二十一年 八月十五日

四 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五二〇二九九二	事業所の名称及び所在地 あおば介護センター 仙台市青葉区栗生五丁目二 十番地の十二	事業者の名称又は氏名 株式会社夢・あおば	指定年月日 平成二十一年 八月一日
〇四七五五〇二〇八四	有限会社ケイテック 仙台市泉区松森字鹿島十五 番地の五	有限会社ケイテック	平成二十一年 八月一日
〇四七二八〇〇六二二	株式会社ディーエーライフ 福祉事業部 加美郡色麻町四電字西昌寺 二番地三十五号	株式会社ディーエーライフ	平成二十一年 八月十五日

〇宮城県告示第八百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七二六〇〇六二六	事業所の名称及び所在地 ケアプランセンターソレイ ユ 宮城郡七ヶ浜町汐見台二丁 目一番地の四十三	事業者の名称 有限会社ライフファクト リー	指定年月日 平成二十一年 八月一日
〇四七五二〇二九八四	指定居宅介護支援事業所あ おば 仙台市青葉区栗生五丁目二 十番地の十二	株式会社夢・あおば	平成二十一年 八月一日

〇宮城県告示第八百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年九月二十九日

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇一八五六	事業所の名称及び所在地 七福訪問介護 石巻市三ツ股三丁目七番三 十四号	事業者の名称又は氏名 株式会社レインボー	指定年月日 平成二十一年 八月一日
〇四七五五〇二〇二七	アースサポート株式会社仙 台泉在宅サービスセンター 仙台市泉区七北田字古内百 三十番地	アースサポート株式会社	平成二十一年 八月一日
〇四七二八〇〇四〇八	ゆくらんどケアサービス 加美郡加美町宮崎字切込三 番二番地	株式会社陶芸の里宮崎振 興公社	平成二十一年 八月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇一八六四	事業所の名称及び所在地 デイサービスセンターきら く 石巻市北上町十三浜字東田 五十番地の十四	事業者の名称又は氏名 株式会社ハッピーワーク ス	指定年月日 平成二十一年 八月一日
〇四七三二〇〇七六六	デイサービス接骨木 遠田郡涌谷町涌谷字新見龍 寺前百三番地一	合同会社エターナル	平成二十一年 八月一日
〇四七五三〇一五七八	ももの木デイサービス 仙台市若林区保春院前丁五 十一	ももの木株式会社	平成二十一年 八月五日
〇四七五二〇三〇〇八	デイサービスセンタードン クマサー未広 仙台市青葉区上杉一丁目三 十六号ドンクマサーパー ビル	有限会社ウェルファー	平成二十一年 八月十日

三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五二〇二九九二	事業所の名称及び所在地 あおば介護センター 仙台市青葉区栗生五丁目二 十番地の十二	事業者の名称又は氏名 株式会社夢・あおば	指定年月日 平成二十一年 八月一日
〇四七二八〇〇六二二	株式会社ディーエーライフ	株式会社ディーエーライフ	平成二十一年

四 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七五一〇二九九二	あおば介護センター 仙台市青葉区栗生五丁目二 十番地の十二	株式会社夢・あおば	平成二十一年 八月一日
〇四七五五〇二〇八四	有限会社ケイテック 仙台市泉区松森字鹿島十五 番地の五	有限会社ケイテック	平成二十一年 八月一日
〇四七二八〇〇六三二	株式会社ディーエーライフ 福祉事業部 加美郡色麻町四電字西昌寺 二番地三十五号	株式会社ディーエーライ フ	平成二十一年 八月十五日

〇宮城県告示第八百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七〇二〇〇五七七	ケアサービス日和 石巻市中浦一丁目二番六十 二号	特定非営利活動法人サン ケア	平成二十一年 七月三十一日
〇四七三六〇〇一三三八	本吉町社会福祉協議会ヘル パステーション 本吉郡本吉町津谷明戸二百 二十二番地の二	社会福祉法人本吉町社会 福祉協議会	平成二十一年 八月三十一日
〇四七五一〇二三三八〇	ヘルパステーションホラ イズン 仙台市青葉区吉成一丁目十 五番八号	有限会社キャッツハンド	平成二十一年 八月三十一日
〇四七五四〇〇八八三	訪問介護ステーションはが たえ 仙台市太白区人來田二丁目 一番十五号	有限会社五福屋	平成二十一年 八月三十一日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七三六〇〇一三三八	本吉町社会福祉協議会ヘル パステーション 本吉郡本吉町津谷明戸二百 二十二番地の二	社会福祉法人本吉町社会 福祉協議会	平成二十一年 八月三十一日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七〇二〇一四〇一	ひよりデイサービス 石巻市中浦一丁目二番六十 二号	特定非営利活動法人サン ケア	平成二十一年 七月三十一日
〇四七二七〇〇七五六	デイサービスセンターあつ たかいご東向陽台 黒川郡富谷町東向陽台一丁 目三番六号	株式会社インブルー	平成二十一年 八月三十一日
〇四七三六〇〇二二九	本吉町大谷デイサービスセ ンター 本吉郡本吉町窪二十一番地 の一	社会福祉法人本吉町社会 福祉協議会	平成二十一年 八月三十一日

四 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七五四〇一八〇八	クリニックソアーズ通所リ ハビリテーション 仙台市太白区西中田一丁目 十九番一号	医療法人社団誠英会	平成二十一年 八月三十一日

五 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七三六〇〇二三三七	社会福祉法人本吉町社会福 祉協議会 本吉郡本吉町津谷館岡五十 一番地の六	社会福祉法人本吉町社会 福祉協議会	平成二十一年 八月三十一日
〇四七五一〇二三三八〇	ヘルパステーションホラ イズン 仙台市青葉区吉成一丁目十 五番八号	有限会社キャッツハンド	平成二十一年 八月三十一日

六 特定福祉用具販売

〇四七五五〇一八三九	介護シヨップマーク・トゥエイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十五番地の七	有限会社マーク・トゥエイン	平成二十一年八月三十一日
------------	--------------------------------------	---------------	--------------

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七五一〇二三八〇	ヘルパーステーションホライズン 仙台市青葉区吉成一丁目十五番八号	有限会社キャッツハンド	平成二十一年八月三十一日
〇四七五五〇一八三九	介護シヨップマーク・トゥエイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十五番地の七	有限会社マーク・トゥエイン	平成二十一年八月三十一日

〇宮城県告示第八百七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇七〇〇四〇二	ニチイケアセンターたてこし 名取市植松四丁目十七番十二号	株式会社ニチイ学館	平成二十一年八月三十一日
〇四七三六〇〇〇九六	本吉町社会福祉協議会津谷指定居宅介護支援事業所 本吉郡本吉町津谷明戸二百二十二番地の二	社会福祉法人本吉町社会福祉協議会	平成二十一年八月三十一日
〇四七三六〇〇二二一	本吉町社会福祉協議会大谷指定居宅介護支援事業所 本吉郡本吉町窪二十一番地の二	社会福祉法人本吉町社会福祉協議会	平成二十一年八月三十一日
〇四七五一〇二四一四	ケアプランセンターホライズン 仙台市青葉区吉成一丁目十五番八号	有限会社キャッツハンド	平成二十一年八月三十一日
〇四七五四〇〇八八三	訪問介護ステーションはぶたえ 仙台市太白区人來田二丁目	有限会社五福屋	平成二十一年八月三十一日

一 一番十五号

〇宮城県告示第八百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者から次のとおり指定を辞退する旨届出があった。

平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	辞退年月日
〇四二二二一一八七	川崎こころ病院 柴田郡川崎町内字北川原山七十二番地	医療法人仁泉会	平成二十一年八月十五日

〇宮城県告示第八百八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七〇二〇〇五七七	ケアサービス日和 石巻市中浦一丁目二番六十二号	特定非営利活動法人サンケア	平成二十一年七月三十一日
〇四七三六〇〇一三八	本吉町社会福祉協議会ヘルパーステーション 本吉郡本吉町津谷明戸二百二十二番地の二	社会福祉法人本吉町社会福祉協議会	平成二十一年八月三十一日
〇四七五一〇二三八〇	ヘルパーステーションホライズン 仙台市青葉区吉成一丁目十五番八号	有限会社キャッツハンド	平成二十一年八月三十一日
〇四七五四〇〇八八三	訪問介護ステーションはぶたえ 仙台市太白区人來田二丁目一十五号	有限会社五福屋	平成二十一年八月三十一日

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号 〇四七三六〇〇一三八	事業所の名称及び所在地 本吉町社会福祉協議会ヘル パーステーション 本吉郡本吉町津谷明戸二百 二十二番地の二	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人本吉町社会 福祉協議会	廃止年月日 平成二十二年 八月三十一日
-------------------------	--	------------------------------------	---------------------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇一四〇一	事業所の名称及び所在地 ひよりデイサービス 石巻市中浦一丁目二番六十 二号	事業者の名称又は氏名 特定非営利活動法人サン ケア	廃止年月日 平成二十二年 七月三十一日
〇四七二七〇〇七五六	デイサービスセンターあつ たかいこ東向陽台 黒川郡富谷町東向陽台一丁 目三番六号	株式会社インブループ	平成二十二年 八月三十一日
〇四七三六〇〇二二九	本吉町大谷デイサービスセ ンター 本吉郡本吉町窪二十一番地 の一	社会福祉法人本吉町社会 福祉協議会	平成二十二年 八月三十一日

四 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号 〇四七五四〇一八〇八	事業所の名称及び所在地 クリニックソアーズ通所リ ハビリテーション 仙台市太白区西中田二丁目 十九番一号	事業者の名称又は氏名 医療法人社団誠英会	廃止年月日 平成二十二年 八月三十一日
-------------------------	--	-------------------------	---------------------------

五 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七三六〇〇一三七	事業所の名称及び所在地 社会福祉法人本吉町社会福 祉協議会 本吉郡本吉町津谷館岡五十 一番地の六	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人本吉町社会 福祉協議会	廃止年月日 平成二十二年 八月三十一日
〇四七五一一〇三三八〇	ヘルパーステーションホラ イズン 仙台市青葉区吉成一丁目十 五番八号	有限会社キャッツハンド	平成二十二年 八月三十一日
〇四七五五〇一八三九九	介護ショップマーク・トゥ エイン	有限会社マーク・トゥエ イン	平成二十二年 八月三十一日

六 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五二〇三三八〇	事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションホラ イズン 仙台市青葉区吉成一丁目十 五番八号	事業者の名称又は氏名 有限会社キャッツハンド	廃止年月日 平成二十二年 八月三十一日
〇四七五五〇一八三九九	介護ショップマーク・トゥ エイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十 五番地の七	有限会社マーク・トゥエ イン	平成二十二年 八月三十一日

〇宮城県告示第八百八十一号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定障害福祉サ  
ービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により  
告示する。  
平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一五四〇〇一八三	事業所の名称及び 所在地 ヘルパーステーショ ンホライズン 仙台市青葉区吉成一 丁目十五番八号	指定障害福祉 サービスの種類 居宅介護、 重度 訪問介護、 重度	設置者名 有限会社キャ ッツハンド	廃止年月日 平成二十二年 八月三十一日
〇四一五四〇〇一八三	有限会社五福屋訪問 介護ステーションは ぶたえ 仙台市太白区人來田 二丁目一番十五号	居宅介護、 重度 訪問介護、 重度	有限会社五福 屋訪問介護ステ ーションは ぶたえ	平成二十二年 八月三十一日

〇宮城県告示第八百八十二号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画  
の変更を次のとおり認可した。  
平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称



仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市阿武隈川下流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十七年宮城県告示第千二百十六号、平成元年宮城県告示第百九号、平成五年宮城県告示第百五十八号、平成六年宮城県告示第百四十二号、平成六年宮城県告示第千二百号、平成七年宮城県告示第八十一号、平成九年宮城県告示第百四十八号、平成十二年宮城県告示第八百六十四号、平成十七年宮城県告示第百五十五号、平成二十年宮城県告示第百九十三号の事業地に、仙台市太白区四郎丸字岡谷地を加える。

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第八百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、階上大谷土地改良区役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十一年九月二十九日

宮城県気仙沼地方振興事務所

所長 小 泉 保

役職名	変 更 後		変 更 前	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
理 事	小野 武久	地 気仙沼市本吉町道貫一九番	小野 武久	本吉郡本吉町道貫一九番地
理 事	小野 寺隆一	番地 気仙沼市本吉町大谷三〇一	小野 寺隆一	地 本吉郡本吉町大谷三〇一番
理 事	熊谷 俊一	番地 気仙沼市本吉町土樋下九七	熊谷 俊一	地 本吉郡本吉町土樋下九七番

公 告

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき平成二十一年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十一年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十一年十一月十三日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区上杉一丁目二・三

宮城県自治会館二階二〇四会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十一年十月六日（火）から同月二十三日（金）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は七千六百円とし、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課及び各地方振興事務所で配布する。

4 受験願書の提出先  
〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県経済商工観光部産業立地推進課（電話〇二二・二二一・二七三二）

5 受験願書の添付書類  
写真（手札形）縦十・六センチメートル、横八・一センチメートルとし、受験願書の提出前

理 事	高橋 秀一	気仙沼市本吉町石川原三〇六番地	高橋 秀一	本吉郡本吉町石川原三〇六番地
理 事	野村 橋郎	気仙沼市本吉町野々下一〇七番地一	野村 橋郎	本吉郡本吉町野々下一〇七番地一
理 事	堀内 勝昭	番地 気仙沼市本吉町後田二二八	堀内 勝昭	地 本吉郡本吉町後田二二八番

六か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

選挙管理委員会

○宮選管告示第四百十一号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年九月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二介護老人保健施設仙台青葉ロイヤルケアセンターの項の次に次のように加える。

医療法人社団泉翔会介護老人保健施設泉翔の里

同 市青葉区折立四丁目一番一五

号

別表第二社会福祉法人康陽会特別養護老人ホームJ & Bの項の次に次のように加える。

社会福祉法人宏恵会特別養護老人ホームリーフ鶴ヶ谷

同 市宮城野区鶴ヶ谷字京原七九

番一

別表第二社会福祉法人千賀の浦福祉会特別養護老人ホーム清楽苑の項の次に次のように加える。

社会福祉法人秋の里小規模特別養護老人ホームウイズ月見ヶ丘 同 市月見ヶ丘六番一〇号

社会福祉法人秋の里軽費老人ホームケアハウス月見ヶ丘 同 市月見ヶ丘六番一〇号

別表第二特別養護老人ホーム第二清楽苑の項の次に次のように加える。

社会福祉法人宮城厚生福祉会特別養護老人ホーム十符・風の音 宮城郡利府町葉山一丁目五三番

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十九日から施行する。

○宮選管告示第四百十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百十条の五の規定により交付した左記の証票

は、平成二十一年九月十六日以降無効とする。

平成二十一年九月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

記

証票番号 ㊦ 第一号の〇〇五

証票番号 ㊤ 第一号の〇〇五